

## 山口大学医学会小西賞内規

第1条 この内規は、山口大学医学会会則第4条第2項の規定により、小西俊造元山口大学長の厚志による寄付金を基金として、山口大学医学会に学会賞の制度を設け、その授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学会賞は山口大学医学会小西賞(以下「本賞」という。)と称し、応募時点で継続して会員歴3年を有する山口大学医学会会員であり、次のいずれかの業績を挙げた者のうちから審査により授与する。

- 一 臨床医学の水準を著しく向上せしめたと認められる業績
  - 二 将来臨床医学への寄与が期待される業績
- 2 本賞の授賞の対象となる研究業績は、応募締切日から過去3年以内に公表された論文若しくは著書とし、共同研究業績も授賞の対象とする。
- 3 既に、山口大学医学部同窓会霜仁会「霜仁会学術振興賞・社会活動部門賞」または、山口大学大学院医学系研究科「いのちのために賞」を受賞したあるいは応募中のものは対象より除外する。

第3条 本賞は、会長が評議員に候補者の推薦を依頼する。

- 2 推薦者においては推薦書を、また被推薦者においては次の必要書類等を作製し毎年1月1日から3月末日迄に学会事務局を経て会長に提出するものとする。
- 一 業績審査願 (様式2)1通
  - 二 履歴書 (様式3)1通
  - 三 業績別冊7部 (推薦書に記載した業績のほか、この業績に関する過去5年以内に発表された業績も含む。)
  - 四 業績内容の説明、1600字以内1通 (推薦書に記載した業績を過去5年以内の臨床業績と関連させて記載すること。)

第4条 業績の審査は、審査委員会で行う。審査委員会は、新旧の総務幹事により構成され毎年新たに山口大学医学会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

2 審査は、翌年度の第一回総会開催日の約1ヶ月前までに終了するものとする。

第5条 本賞の受賞者には、別紙(様式1)による表彰状及び奨励金を授与し表彰する。

2 本賞の授与は、毎年第一回の総会において行う。

第6条 本賞の受賞者は、授賞の対象となった研究業績の要旨を山口大学医学会で発表するものとする。

第7条 本賞の運営を円滑に行うため、当分の間、審査委員会とは別に会長が委嘱する評議員若干名による推薦委員会を設け候補者若干名を推薦することができる。

### 附則

この内規は、昭和59年9月12日から施行し、昭和59年9月12日から適用する。

### 附則

この内規は、平成8年7月27日から施行する。

### 附則

この内規は、平成 10 年 7 月 4 日から施行する。

附則

この内規は、平成 16 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この内規は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。

附則

この内規は、平成 21 年 7 月 18 日から施行する。